

藤沢市公民館条例の一部改正について  
藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例

藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「2月前」を「3月前の月の20日」に、「」の月の初日（電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては同月の15日）」を「の月の初日）」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月20日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての新しい生活様式に対応するため、公民館の使用申請手続において使用申請期間の初日に実施している抽選について電子抽選方式を導入することに伴い、所要の改正をする必要による。